

納入金に関する返還規定（国外）

2021年1月5日

【1】 入学前に支払われる納入金

	金額	支払い時期	備考
1)選考料	20,000	出願時	銀行振込または現金払い
2)入学金	60,000	在留資格認定証明書交付時	銀行振込(経費支弁者名で振り込むこと)
3)受講料(1年分)	680,000		
4)設備費(1年分)	26,000		
5)自作教材費(1年分)	18,800		
6)フィールドトリップ費(1年分)	7,600		
7)寮費(該当者、6か月分)	405,000/285,000		
8)国民健康保険(該当者)	20,000		
9)傷害保険料	7,500		

【2】 入学前に支払われる納入金に関する返還規定

	選考料	入学金	その他納入金	備考
在留資格認定証明書が不交付の場合	返還不可	請求しない	請求しない	
在留資格認定書は交付されたが査証申請をせず不來日の場合	返還不可	返還不可	全額返還	※在留資格認定証明書、入学許可書を返却後に返還
在外公館にて査証発給が認められなかった場合	返還不可	返還不可	全額返還	※入学許可書の返却、査証が発給されなかった事実を確認後に返還
査証取得後、來日前に入学辞退した場合	返還不可	返還不可	全額返還	※入学許可書の返却、査証が未使用で且つ失効を確認後に返還
査証を取得し來日、不入学となった場合	返還不可	返還不可	中途退学者への納入金返還「6か月以内に退学した場合」に準じて対応する	※日本在留中に問題を起こした場合、または3か月以内に帰国の確認ができない場合は一切返還しない
査証を取得し來日、入学した学生が中途退学した場合	返還不可	返還不可	中途退学者への納入金返還に基づき、対応する	
來日が遅れ、受講できない期間があった場合	返還不可	返還不可	返還不可	学費は学期単位(4月期、7月期、10月期、1月期)での請求となる

**【3】 中途退学者への納入金返還規定（次期納入金を納めた後に途中退学した場合）**

	在学6か月以内の退学	在学6か月以降の退学
1)受講料	返還可(規定の補足参照)	返還不可
2)自作教材費・フィールドトリップ費	返還可(規定の補足参照)	返還不可
3)寮費	返還可(規定の補足参照)	返還可(規定の補足参照)
4)国民健康保険料	役所への未納分を返還する	
5)傷害保険料	返還不可	返還不可

**【中途退学者への納入金返金規定の補足】****(1)受講料**

1年分の受講料を支払って入学し、6か月以内に退学した場合、6か月分の受講料は消化、残余额から事務手数料を差し引いた額を返還する。事務手数料は6か月分を差し引いた残余额の10%、または20%と定める。

事務手数料が6か月分を差し引いた残余额の10%：

6か月(以内)で終了することを申請時に申し出ており、入学前に学校との同意ができている場合。または事前に申し出ていないが、予定よりも早く日本での進学/就職が決まり、かつその立証ができる場合とする。

事務手数料が6か月分を差し引いた残余额の20%：

6か月(以内)で終了することを申請時に申し出ておらず、かつ退学理由が日本での進学/就職でない場合。または進学/就職の立証ができない場合とする。

**(2)自作教材費・フィールドトリップ費**

6か月以内に退学した場合、6か月分は消化、残り6か月分を返還する。

**(3)寮費**

当初3か月分は返還されない。また退学(退去)日の翌月分までは学生側の負担となる。

**(4)返還時期**

帰国する場合、在留カードの写しにより単純出国の確認ができた後に返還する。日本国内に引き続き在留する場合は、在留資格変更または進学先への入学が確認できた後に返還する。

**(5)返還方法**

銀行振込。振込先は経費支弁者または学生本人名義の指定口座とし、振込手数料は受取人負担とする。

**(6)確認**

中途退学とそれに伴う納入金の返還に際しては、その実行について事前に経費支弁者および保証人に確認をする。